

## 概要

審査請求人（以下「請求人」という。）には休業の必要性が認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

## 要旨

### 1 事案の概要及び経過

請求人は、平成〇年〇月〇日、自転車にて〇会社への出勤途中、大型貨物自動車と側面衝突して負傷した。

請求人は、〇病院に救急搬送され手術を受け、〇病院に転医し再手術を受けた。その後、並行して〇病院、〇病院でリハビリを継続し、「右脛骨開放性骨折、右足関節内果骨折」の傷病名にて、休業加療していた。

請求人は監督署長に対し、平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの120日分の休業給付の請求を行ったところ、監督署長は、同年〇月〇日以降は休業の必要性が認められないとして、同年〇月〇日から同年〇月〇日までの81日分を支給しない旨の処分をした。

### 2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

平成〇年〇月〇日で打ち切りといわれたが、その時まだ足には創外固定器がついており、通院もリハビリも途中であった。長時間の座位や歩行ではまだ不安定でしびれを伴う。

監督署職員は、呼び出しの時に、きちんとした理由をつけていない。労災保険制度を理解していないし、〇月末終了となることについて、異論を唱えている。また、手術の後には、請求してくれれば出すと言っていた。

### 3 原処分庁の意見

監督署長は、要旨、次の意見を述べている。

〇病院医師から、「骨ゆ合されてきている、症状は安定している、座位で行うデスクワークならば可能」との医学的所見を得て、請求人からは、「歩きにくい、急に痛むことがある、しびれる、ズボンがはけない」との訴えがありながらも、労災保険制度について理解を示し、休業給付の支給についても〇月末で終了となることについて異論は唱えていない。

以上により、積極的な休業の必要性が認められず、請求人の納得性についても得られたものとして判断したものである。

### 4 審査官の判断

請求人は、本件災害による負傷後休業加療を続けていたもので、本件休業請求期間は、平成〇年〇月〇日から〇日までの5日間、創外固定抜釘術のため入院し、その後、リハビリを受けていたもので、療養の必要性はあったと認められる。

請求人は、「平成〇年〇月末の時点では、大きな創外固定器がついており、通院もリハビリも途中であった。まともに動くことができず、介助人の母親が付き添わなければ電車にも乗れなかった。また、右足は不安定で、バランスも取りづらい。創外固定器は抜釘したが、痛み、しびれ等の症状は持続している。」と主張する。

〇病院医師は、症状所見書において、「平成〇年〇月〇日、脚延長終了、抜釘術。その後、リハビリにて歩行訓練継続。醜状瘢痕にて、皮膚科通院中。歩行状態、足関節の可動域等について、リハビリ、外来にて経過観察。」と述べ、診療録において、「抜釘術後のリハビリについて、念のためしばらく接地程度、足関節ROMも軽めに。」と記載し、休業の必要性として、「抜釘しておらず、休業必要と考える。また、抜釘後は近医にてリハビリを続けている。」との意見を述べている。

また、地方労災医員は、「下腿骨の様な体重の負荷が加わる骨では十分な強度が得られるまで創外固定を持続させねばならない。また、通常は延長で生じた間隙に骨が形成され、創外固定器を抜去する事が出来ても抜去後複数ヶ月間は装具装着等によって保護する必要がある。請求人は脚延長用の創外固定器を平成〇年〇月〇日に抜去されたが、同日のX線像では延長部に形成された骨の強度は不十分であり、局所の保護を継続する必要がある。」との意見を述べている。

以上のことから、本休業件請求期間においては、抜釘術による入院期間があること、体重の負荷が

加わる骨では十分な強度が得られるまで創外固定を持続させねばならないこと、また、創外固定器を抜去後も、X線像では延長部に形成された骨の強度は不十分であったことから、医師から就労の禁止又は制限され、医師が治療上の目的から諸般の指示をし、請求人がその指示に従うことによって労働することが出来なかったと判断する。

以上のことから、本件休業請求期間は、休業の必要性があったと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした、休業の必要性が認められないとして、休業給付を支給しない旨の各処分は妥当ではなく、取り消されるべきである。